

第26回「上海IPG」会合

日時：2007年1月25日(木)

場所：上海龍之夢麗晶大酒店

司会進行：宮原貴洋

(ジェットロ上海センター)

【第1部 各種連絡事項】

宮原(ジェットロ上海)

新たにIPGのメンバーに加わっていただきました企業様が7社様いらっしゃいます。私から順番に1人ずつお呼びしますので、簡単にご挨拶をお願いできればと思います。クミアイ化学工業株式会社の米倉様、お願いいたします。

米倉氏(クミアイ化学)

皆さまこんにちは。はじめまして。クミアイ化学工業の米倉範久と申します。本日は、中国におけます弊社の市場及び技術サービスの代表の陳偉とともに参加させていただいております。本来ならば、責任者であります永山孝三が挨拶申し上げるところでございますが、あいにく所用にて参加できなくなりましたので、私が代りに挨拶をさせていただきます。

弊社は、中国を含みます世界各国で農薬の製造販売を行っております。しかし、この数年間、中国の企業が関与する弊社の知的財産権侵害によりまして、世界の何か国かで被害を被っております。法的対応は行いまして、それなりの結果は得ておりますが、依然として被害が続いております。このような状況下、このような会合を紹介いただきましたので、現状と今後の対応につきまして皆様と一緒に研究して、より一層の成果を挙げたく参加させていただきました。よろしくをお願いいたします。

宮原(ジェットロ上海)

続きまして、日産化学工業株式会社の植田様、よろしくをお願いいたします。

植田氏(日産化学)

初めて挨拶させていただきます。日産化学工業の農業化学品事業部海外部で中国を担当しております植田と申します。弊社は企業内容として化学品、農業化学品、医薬を販売して

いまして、私は、中国における農薬の普及・販売を担当しています。クミアイ化学様からも紹介がありましたように、我々が販売している最終製品なのですが、中国で度々、我々の持っている無形財産である商標侵害、それから無断使用の農薬登録の使用、それから不当競争防止法を無視したデッドコピー品の販売等で、非常に悩まされておりますので、今回、住友化学さんのご紹介にあずかり、参加することにいたしました。皆様のご経験を生かして、我々の企業活動にも反映させて、より効果があるものを出していきたいと思っておりますので、何とぞ皆様、ご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

宮原(ジェトロ上海) 次に松下電器の何様よろしくお願いいたします。

何氏(松下電器)

皆様こんにちは。松下電器中国有限公司の知財部から来ております何と申します。我が社は中国で10年間の事業を展開していきまして、現在、70社ほど中国で事業の展開をしています。ただし、皆様と同じように中国での模倣品問題には十分悩んでいます。実は、弊社は98年から中国で本格的な模倣対策を展開していきまして、ほぼ10年間になりました。ただ、模倣品問題は一向に収まらないのが現状です。今回は上海IPGの参加をもちまして、今後、河東地域、国、税関、WGの力を借りまして、今後のこれらのそれぞれの取締り機関へのロビー活動を展開していきたいと考えております。是非よろしくお願いいたします。

宮原(ジェトロ上海)

続きまして、キヤノンの小澤様、お願いいたします。

小澤氏(キヤノン)

はじめまして。キヤノン・チャイナの小澤と申します。弊社は2001年から本格的に駐在員を中国に置きまして、主に偽造品対策の活動を進めてきたわけですが。私個人は2002年の1月からこちらに赴任していきまして、丸5年間、関連業務に従事しています。

弊社の場合、インクカートリッジ、複写機のトナー、プリンター等々のトナーカートリッジ等、主にオフィス機器の消耗品に関する偽造品の被害が多くて、すでに6年ちょっとそういう活動を続けてきてはいるのです。本社が北京にあったものですから、北京IPGのほうには定期的に参加させていただいていたのですが、今年から河東地区についても、よりオペレーションを強化していきたいということで、2007年から参加させていただくことになりました。今後ともよろしくお願いいたします。

宮原(ジェトロ上海)

エプソンの渋谷様、6社目の上海円谷企画の笈田様、東レ-ダウコーニングの羽賀様がまだ

お見えになっていないようですので、お越しいただいたところでご挨拶をいただくことにいたします。
引き続きまして、連絡事項を進めさせていただきます。まず連絡事項の、事業実施アンケートの結果報告について、IPGグループ長の久永様より現状の報告をさせていただきます。

久永氏(デンソー)

私から「上海IPGの事業実施アンケート集計結果」について、ポイントを説明いたします。今回、アンケートにご協力くださりましてありがとうございます。この場を借りましてお礼を申し上げます。依頼数、全部で116社に対して、56社からご回答をいただいています。回答率は50%です。まだ全部まとめきっていませんので、今後の事業計画の参考に資する部分が多いので、まだご回答をいただいている会社の方については、是非ご回答をよろしく願います。

2番目の河東地域のセミナーの参加希望企業数ですが、上海TSB、AIC等、このような数の会社からご希望が出ています。

3番目のポイントにまいります、「江蘇省TSB-上海IPGブランド保護フォーラム」につきまして、協力可能企業数が大きく情報提供調査、それから情報共有webサイト、設立総会、これは特に今年力を入れて推進してまいりました件ですが、それぞれ調査、マクロ調査、既存情報提供につきまして16社、13社、20社様からご協力をいただける見込みです。共用webサイトについては、企業情報、権利情報、それから真贋鑑定、識別情報等、なかなかセンシティブな情報ですが、このようなものを含めて、適発事例も含めて、それぞれ25社、19社、14社、10社様からご協力がいただける見込みです。

設立総会を3月に予定ですが、これにつきましては、参加希望社、33社にご参加いただける見込みです。特に先方の江蘇省のTSBが非常に前向きな形で協力いただける見込みですので、是非、参加数については増やしたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

アンケートの業種別の比率ですが、56社の内訳は下に書いてあるとおりです。また、交流を希望する地域ですが、これはたぶん模倣品のインパクトを受けるという地域ですが、南のほう、広東省の税関、深圳の税関等です。

また、今後実施を希望する事業としては、いろいろな分野に分かれて活動する業態別、分野別のグループ活動をやったかどうかというご提案。それから上海IPGの活動について、もう少し広報活動を強化したらどうかというご提案。それから調査を推進する。更には、今年ずっとやってまいりました中国スタッフ向けの勉強会の充実。より進んだ形での勉強会などを進めようということ。それから日系企業以外の企業との交流。今日もBOSCH様からのご講演をいただきますが、このような交流を是非推進していただきたい。このようなアンケートをいただいています。

最初に申し上げましたが、まだ回答率50%を切っています。今後の事業に資するところが多いので、まだご回答をいただいている企業につきましては、是非ご回答のほどご協力をよろしく願います。

宮原 (ジェットロ上海)

どうもありがとうございました。続きまして3点目の「会員アンケート収集状況について」私からご説明いたします。ここで「会員アンケート」と申しますのは、ジェットロの北京、上海、広州の3カ所で、各IPG向けにご案内したアンケートを指します。このアンケートについては毎年3局で集計を行いまして、年度末にはその結果をIPGの場、あるいはホームページ等を通じてフィードバックさせていただくものとなっています。いまのところ、こちらについても53社様からご回答を賜っていますが、まだ50%を切っている状況でございますので、今後また事務局までご回答をいただければと存じます。

先ほど久永様よりご案内いただいた事業実施のアンケートを含めまして、来週には、まだご回答をいただいていない会社様に、私どもからお電話あるいはメールを差し上げると思いますので、ご対応をよろしく願いいたします。

点目の「水際ワーキンググループ活動報告」をさせていただきます。これはWGグループ長の荒川様、よろしく願いいたします。

荒川氏 (カシオ)

報告させていただきます。私カシオ計算器のアラカワと申します。WGの活動といたしましては、中国の当局である海関に対します働きかけ、交流と、あとどういった形での対策ができるのか、そういったところを中心として話し合いながら進めております。お手元の資料にありますように、WG内でQBPCのメンバーであるノキヤ様より水際対策の概要について説明を受けたり、そういったような内部的な検討を進めております。

それと同時に、中国の海関に対して問題が大きいというか、問題が多く発生している中国の海関に対して、真偽判断のセミナー等を積極的に実施しています。実施しました中国の海関セミナーに関しては、ここに書いてありますように寧波の海関に対して11月27日、黄埔の海関に対して12月14日、あと、今月の末に青島の海関に対しても同様の真偽に判断のセミナーを実施していく予定でいます。

中国の海関に対して、今までも何回かやってきていまして、その海関におきましていろいろな対応、いろいろな反響があると思います。寧波の海関でセミナーを実施して、その後いろいろ話を聞いていても、寧波の海関に関しては法律遵守を権利者側に求めてきたり、中国の海関が権利者のためにやっているのだから協力をするのが当たり前というような感じの税関もありますし、パンブウ海関のように非常に協力的で、そういったセミナーの場においては廃棄滅却セレモニーを同時に行ってもらったり、というようにいろいろな海関がございます。いろいろな海関がありますので、そういう所に対して、こちらから権利者側として働きかけを、今後どんどん継続していきたいと思っています。それに加えて海関総省との話とか、いろいろなことを計画して、今期実施していきたいと思っています。以上です。

宮原(ジェットロ上海)

荒川様ありがとうございました。WGについては今日の午前中にも会合を開催いたしましたが、報告等は間に合いませんので、次回にご報告させていただきたいと思っています。

続きまして連絡事項の5点目です。「江蘇省TSB-上海IPGブランド保護フォーラム(仮称)」について、いくつかご説明をさせていただきます。前回、前々回の全体会合の際に事業の趣旨、それからアバウトではございますが全体像をご案内するとともに、事業実施アンケートにおいてご協力のご依頼を差し上げているところです。そのアンケートの項目にもありましたが、設立会合をいま企画してしまっていて、当初は1月末ごろというご案内をしていたかと思いますが、現在少し延期になりまして、いま先方からは3月中に必ず実施をするということでご連絡をいただいています。確実な日程についてはまだ決まっていませんで、TSB側の局長の予定を1月末から2月の頭で確定して、3月中の日程を押さえるというご連絡をいただいているところです。この点に関してはジェットロ東京の知的財産課を通じて、日本側からも政府の人間等も含めて派遣する予定でいます。現在、日程が合えばというところで、元特許庁長官の荒井様と何人かこちらにおいでいただくように考えています。荒井様からは是非参加したいというコメントを頂戴しております。

設立会合に関しては、内容も含めてきちんと決まった段階で皆様にご案内するとともに、おそらくTSB側でフォーラムの定款的なものを用意してくると思いますので、特に冒頭のメンバーとしてご参加いただく企業様に対しては、その内容について問題がないかなど、その他必要な事項について、事前確認をさせていただきたいと思っています。

これは昨日の話なのですが、IIPPF、北京ジェットロのハンドリングの中で、23日に江蘇省のAICと真贋識別のセミナーを実施しています。江蘇省のTSBがその話を聞いて、「なんでうちでやらないのだ」という話をしてきてしまっていて、すぐにやれというような話もありますので、もしかしたら、例えば設立会合と一緒にセミナーをやってしまうとか、そういったことも含めて、これからまた検討の上、ご案内させていただこうと思っています。

設立会合と少しリンクしてくるところですが、この先、事業をどうやって進めていこうかという部分で、今後また幹事会等で検討をさせていただこうと思っています。前回、前々回申し上げましたとおり、皆様全員にご参加いただいて何かやっていく形をとると、簡単に言うと失敗してしまったときのリスクが高いとか、そういう観点から、幹事会ベースでの当初段階での事業実施ということをさせていただいています。この点、後ほど少し報告もさせていただきますが、今後、その組織的なものがきちんと出来てくれば、ある程度コアなメンバーだとか、あるいはこの部分だけ協力できるとか、そういうことをきちんと決めていかなければいけないのかなと思っています。それに合わせて、例えば名簿の作成とか、その他の情報提供をTSB側にもしていくこととなるかと思っています。このところアンケート等が多くてお手数をおかけして恐縮なのですが、そういった段階で、またいろいろご案内すると思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

次に、ブランド保護フォーラムの幹事会ベースでいま進めている中で、いくつかの動きがありますので、幹事よりご案内させていただきます。まず、住友化学の津田様より簡単にご報告を頂戴いたします。

津田氏(住友化学)

住友化学上海の津田でございます。先ほどご紹介がありましたように、江蘇省TSB-上海IPGのプロジェクトがスタートしているわけですが、1つの個別案件として、江蘇省TSBから、本当に証拠があって具体的な問題があれば是非協力しますということ、以前から言われていました。ジェットロさんとも本件についてどうしようかということでご相談しました。これはまだ途中経過ですので、皆さんに資料を配付しておりませんが、簡単にご報告します。

去年の4月、私どもの飼料添加剤、これはビタミンHですが、これが2%入った製品がありますが、これが私どもの新疆のお客様に販売されたのですが、そのお客様から「偽物らしい」という報告がありました。結局、偽物は何かということ、袋が偽造されていまして、そして中の成分は、本来のものはトウモロコシの澱粉の中に2%ビタミンHが入っているのですが、それはゼロ。これについて江蘇省のディーラー経由で販売された商品とわかりましたので、江蘇省TSBに「こういう証拠がありますが、これでどうでしょうか」と12月中旬にご相談に行きました。その結果、1週間後にすぐそのディーラーの所に行こうということで、12月26日に江蘇省TSBは、この省のTSBの方と、地元のTSBの方、公安の方も一緒にそのディーラーの所に行き、そして事務所、倉庫をすぐに調査しました。私ここで非常に印象的だったのは、通常皆さんいろいろご経験しておられますが、工商行政管理局だったら工商行政管理局だけ、技術管理局だったら技術管理局だけということ縦割りですが、これはその地区の公安も一緒に行っています。

次に経過ですが、これは江蘇省TSBの捜査チームはディーラーを訪問し、帳簿を全部チェックしました。その結果、この偽物がどのように流通したのかが判明しました。私どもの純製品はこのディーラーAから新疆に販売されている。一方、このディーラーAは同じ江蘇省内のディーラーBから偽造品をから買っている。ディーラーBは浙江省の工場から買っているとのことが判明しました。中途ですが、AはBから市場価格で買っている。かつ中身がわからず、それを売っているのです。この飼料製品は『飼料添加剤管理条例』で管理されています。一旦、物を買って、物を売るときには自分で中身をチェックしてから売るのが義務です。これをやっていなかった。だから嚴重注意。Bは明らかに安く買って、市場価格で売っていますから、これは故意だということで、罰金の処罰が与えることになっています。江蘇省TSBからは、HA, 浙江省のの製造元もこれから追及しますと断言いただいています。

飼料添加剤製品の品質は国家標準で決まっています。皆様方の製品もいろいろ国家標準が決まっているものがありますが、この場合、『産品質量法』違反ですし、飼料添加剤管理条例でも違反です。

これらが、偽物と容易に判定できた理由は、以下のとおりです。皆様のいろいろな製品でも

包装材料は中国では簡単に作れます。それについて私どもは、日本から最終製品を出荷していますが、分装品ですから、これがそのまま末端で流通するわけです。日本の工場では偽物防止シールも貼っています。もちろん出荷先のロット番号も全部管理しています。それで偽物か本物かは、このシールがあるかないかで中味を分析しなくてもすぐわかります。それからロット番号、そしてロット番号の文字の字体も少し違う。中身を分析するのは1週間、2週間かかりますので、即時対応ができない。等の背景があります。

これが製品の袋ですが、この右上にマークがあります。これを拡大するとこのようなのがあります。これは誰でも無料電話で真贋がすぐにわかります。この左側が本物で、上にマークがあります。右側のもはありません。だからこれは一目瞭然で、お客さんが本当に偽物かどうか調べてやろうと思えば、すぐこのマークでわかります。こういうふうな背景がありました。今後の展開で、結果が得られたらご報告いたします。

農薬のほうは江蘇省と上海IPGのプロジェクトであります。これにつきましては、私ども農業業界は、既にターゲットとする3工場、そして調査する市場を3都市決めました。これからいろいろな調査をして、証拠が挙がればこれを江蘇省TSBに報告し、現場で取締っていただくことになっています。上海IPGと江蘇省プロジェクトが少しでも成果が挙がるように頑張ってくださいと思います。以上でございます。

宮原(ジェットロ上海)

津田様ありがとうございました。引き続きましてエバラ食品の田中嶋様お願いいたします。

田中嶋氏(荏原食品)

皆さんこんにちは。エバラ食品の田中嶋でございます。今回、模倣品対策ということで、江蘇省TSBさんとジェットロさん、あと日本政府にご協力をいただきまして摘発まで、まだ一部ですが進んでおります。その簡単なお報告と、それ以前に上海でいろいろ摘発活動をやっていたので、その辺の簡単なお報告をさせていただければと思います。

私どもの商品、常日ごろ皆様にご愛顧をいただいているのですが、今回対象になったのが業務用の焼肉のタレです。この単品なのですが、本物は現地では作っていません。日本から輸入した物が大体年間1億円くらい、ちゃんとした商いができているのですが、偽物が想定その10倍くらいあるのではないかとということで、2000年ごろからこの偽物の話が出てきました。

私ども2005年の4月から現地法人を立ち上げました。それまでなかなか動きがとれなかったのですが、ジェットロさんのご協力をいただきながら、摘発を少しずつ進めているという感じでやっています。実際にいまこれを見ていただければわかるのですが、ほとんど一緒です。フルコピーの商品です。皆さんのお目にはかからないと思うのです。これは市販品ではなく業務用の市場問屋で売っていますので、ほとんど目には触れませんが、被害総額としてはこの単品、1アイテムだけで想定10億ということなので、私どもでも非常に危惧をいたしまして、対策を打っているとい

う形です。本当のフルコピーの偽物だけではなくて、似た物ですね。表面はほとんど変わらないのですが、企業の名前が別の企業の名前になっていたりとかいった形で、かなりいろいろな種類が出回っているということです。

実際に 2005 年の 8 月に上海市内で摘発した状況です。一部割愛している写真もありますので配置がよくないのですが、現物の商品、それから外箱、これもすべてフルコピーされています。向かって右上の陳列棚に並んでいますが、こういった形で在庫をまとめて置いてあるわけではなくて、サンプルのように 1 本だけ置いてあって、注文するとどこかの倉庫から持ってきて販売しているといった形です。

これが同じく 2005 年 11 月 7 日ですが、同じように摘発をしています。

上海市内だけではなくて、先ほどのは販売店なのですが、製造元の工場、ここに並んでいますが、南のほうも含めて工場の摘発も行っています。上海市内で偽物を販売をしている件数は非常に多いのですが、先ほど申し上げたように、従来の偽物とか新たな偽物も数種見つかって、それぞれ摘発を行っています。

ここからなのですが、今回、江蘇省 TSB さんとのご協力で市場調査をまず行いました。期間は昨年 11 月 13 日から 12 月 9 日まで、江蘇省内の南京、蘇州、無錫、崑山、この 4 都市で、実際に 1.6 キロの業務用を販売している業者に限って調査を行っています。実際に調査をした結果、4 都市すべての都市で、いわゆる食品の市場問屋で偽物が見つかりました。合計で 19 カ所です。実際、もっと調べればたくさん出てきたのですが、本物は 1 本も売ってなくて、すべてが偽物という状況でした。

これは現場の写真です。向かって左上が南京の市場ですが、右上が実際の商品。これは完全に偽物です。下が陳列されている状況です。

実際に本物と偽物、これは遠くの方はわかりづらいのですが、近くで見てもわかりません。ほとんど一緒です。こういった形でフルコピーの物が、昨日私の手元に届きました。調査の後、摘発を数件行っていただいて、実際に押収した商品です。ちなみに、こちらが偽物、こちらが本物。たぶん遠目ではわからないと思うのですが、ほとんど識別不可能です。私どもの社員が見てもわからないぐらいの精巧な物になっています。以前は一見するとわかったのですが、日に日にレベルが上がってまいりまして、私ども対策を打つのですが、それに合わせて、数カ月すると同じようにラベルも変えてきますし、イタチごっこという形です。

19 カ所で発見されたのですが、販売店自体は棚に 1 本だけ置いておいて、後から倉庫から持ってくるという状況でして、摘発のときに、例えば 1,000 ケース、2,000 ケース押収できるかという、そういうことではなくて、5 本とか 10 本というレベルです。ですから今回の調査及び一部摘発が始まりましたが、効果はまだまだだと思っています。これからの課題として、ここにも書いてありますが、4 番目の大手の卸業者、いわゆるブローカー、シンジケートといいますが、そちらのほうの摘発までもっていきながら、あとは製造工場の摘発まで完了できれば、ある程度の効果は期待できるのかなと思います。

実際、今回のオムロンさんとエバラ食品2社で、このプロジェクトの調査・摘発をスタートしたのですが、オムロンさんのほうは今日のご報告できませんが、かなりの件数といえますか押収品もあったのです。私どもは非常に少ない件数の調査結果であったのですが、江蘇省TSB側が非常に積極的に、それでも摘発まで持っていこうということで、押収点数は少なかったのですが、そこまで親身にやっていただけたということ、かなり前向きに対応していただいているという実感でした。ですから今後、皆様プロジェクトが正式に立ち上がって一緒に手を携えて摘発をやっていくと思うのです。私ども今回、非常に心の温かみといえますか、親身になっていただけたので、これからますます期待できるのではないかと、そのような実感でございます。

以上簡単ですが、ご説明させていただきました。ありがとうございました。

宮原(ジェットロ上海)

ただいまのお話にもございましたが、オムロンさんについてもある程度成果が出ているのですが、今日のご欠席ですので、次回以降にご報告させていただきたいと思えます。

私、事務局として住友化学様ほか3社様のケースに一部お手伝いさせていただいたのですが、非常に前向きである半面、やはりやってみると大変なところも実際にはございます。ただ、幹事会の皆様ともご相談をしまして、この事業はできるだけ限られたリソースを日本企業に対して使ってもらい、それから、その他の活動も含めてリソースそのものを増やしていってもらいということで考えています。おそらく近いうちに、私どもからまた皆様方にいろいろとお声かけをさせていただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。

の「浙江省TSB刊行物への真贋識別情報の提供」ということを、ごく簡単にご説明させていただきます。

資料の6番に「稽查通讯」というものをお配りしています。これは前回お配りしたものとほぼ同じなのですが、最後の頁に住友化学様、日本曹達様、日本農薬様の製品に関する情報を掲載しています。先般ご案内した際には、浙江省TSBの月刊誌、TSBの職員が読んでいる本の最後の頁に、真贋識別の情報等を日系企業のものを入れていくということでご案内を差し上げました。その後またTSB側とお話したところ、3月がちょうどシーズンなものですから、農薬業界様のものをやってほしいというご要望がありました。3月には江蘇省TSBとの識別セミナーの開催を予定しており、以後、継続的に開催していこうと考えています。当初段階では先方から、農薬業界を指定されましたので、この雑誌への情報提供に関しても、セミナーに合わせて事前に農薬業界のものを入れてもらえるといいのではないかとご提案がありました。勝手ながら事務局で判断させていただきました。最初は農薬業界の3社様に情報をご提供いただきました。この先どう進めていくかという部分については、また幹事会等での検討を踏まえてご案内させていただきますが、もしそのご希望をいただける会員様には、皆さんの情報がどんどん掲載していけるように調整していきたいと思っています。

最後に8点目、「上海IPG 中国知的財産権関連法勉強の報告」について、私からご説明

させていただきます。この点については資料の7番に、これまでの要約と次回のご案内を掲載しています。まず次回のご案内ですが、1月26日9時半から12時半で、ジェトロ上海センターの3階の会議室を使って開催させていただきます。この勉強会は第1回目が35名、第2回目が49名ということで、思った以上にご参加いただいていたのですが、3回目が18名と、かなり少なくなりまして、今回が今のところ24、5名だったと思いますが、多少少なめになってきますので、是非とも積極的なご参加をいただきたいと思っています。

先ほど簡単にお話したのですが、これまで3回通してご出席をいただいている方が何名かおられるのですが、今日トヨタの紀様がいらしていますので、ここで簡単に感想などをお話しただければと思っています。

紀氏(トヨタ)

皆様こんにちは。トヨタ技術センターの紀と申します。まず、この場をお借りしましてジェトロ上海に感謝いたします。講習会開催以来、全部参加させていただきました。いちばん印象深かったのは3回目です。参加者があまり多くなかったのですが、でも私にとってはいちばん勉強になったものだと思います。先生は豊富な事例を挙げながら、企業の特許戦略についてわかりやすく紹介していただきました。私は最後まで興味をもって聞きました。

今まで勉強をした内容は100%理解できたとはいえませんが、知財法への理解を深めることができまして、実務担当者の私たちにとっては大変役に立つと思います。いつも、しっかり勉強をして、帰ったらほかのスタッフにも共有してください、と私の上司に指示されていますので、今後継続していただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

宮原(ジェトロ上海)

温かいお言葉をどうもありがとうございました。継続する意欲が非常に湧きました。いま紀様はお気遣いいただいて温かいお言葉をいただいたかもしれませんが、事務局でも今後引き続き実施していきたいと思っていますので、可能なかぎり積極的にご参加いただければと思います。

長くなりましたが、以上をもちまして連絡事項を終了させていただきます。ここまでで何かご質問等ございましたら挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは少し時間が過ぎてしまいましたので講演会に移させていただきます。

【第2部 講演会 - 講演】

日系企業を守るために

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)

上海事務所所長 魏鋒

皆さんこんにちは。日本の社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会上海事務所の魏と申します。大切なお時間をいただきまして、ACC S上海の活動をご紹介させていただきます。(パワーポイント使用)

主に、この4つのポイントについて簡単にご紹介したいと思います。まずはACC S、そしてACC S上海事務所のことについて簡単にご紹介させていただければと思います。

日本のコンピュータソフトウェア著作権協会は1985年に設立されて以来22年、ソフトウェア著作権の権利保護、そして著作権の普及活動、そしてコンピュータ社会における文化の発展への寄与に取り組んでおります。ACC Sは会員制ですが、2007年1月10日現在で、会員数は305社です。そのうち正会員は261社です。

皆さん日系企業、そして会員企業の中国ビジネスを支援するために、ACC Sは2003年4月から既に、上海を初めとする中国で活動を始めました。そして2005年、上海市版權局から新しく出来た「知識産権園」への入居要請をいただきまして、事務所を構えまして、正式に中国で活動をする事になりました。

ACC S上海の活動としては、主にこの5つがあります。まずは日中間のコンテンツビジネス振興の支援です。そして内外の関係部局との連携です。次は教育機関に対する講演です。特に2005年は、上海圏の約15カ所の大学で講演をしてきました。そして現場で若者と対話して、彼らの考え方がわかりました。そしてゲーム、アニメなどの海賊版についての情報収集及び対策の強化についてです。最後は、日系企業のソフトウェア利用についての注意関係、これは今日詳しく紹介したいと思います。また内外の関係部局との連携ですが、日本のほかに中国の国家版權局をはじめとする各団体と一緒に仲よくお付き合いをしています。

皆さんご存じのように、著作権法違反に対しては、一般の民事責任、そして刑事責任以外に、中国独自のシステムとして行政処罰があります。版權局は、中央政府そして各省、重要な市政府にありまして、権利侵害行為の差止め、そして違法所得の没収、侵害複製品の没収・廃棄・罰金まで行う権力があります。

次は中国における知財保護の最新の動向を簡単にご紹介します。中国はWTOに加盟した後、国際的なプレッシャーをかけられて、そしてクリエイティブ産業を振興するために、中国指導部からは知財保護が重要視されつつあります。その後いろいろな対策が打ち出されました。まとめて言えば、知財保護は既にこの国の基本国策として確立されていると思われます。特に皆さん注意していただきたいのは、最近強化しつつある刑事保護、特に2005年、2006年には中央政府が、山鷹行動の1号、2号を行いました。また立法ですが、去年は「情報ネットワーク配信保護条例」が発表されて、7月1日から施行されました。その後は「著作権行政申立指南」という冊子が国家版權局から発表されました。

以前はPCには、何もOSがプリインストールされていなかったのです。よく言われる「裸PC」という状況ですが、去年、最も重要な対策として、国家版權局をはじめとした8官庁が共同し、P

Cには正規版OSプリインストールをしなければいけないという規定を公表しました。これは非常に重要な対策です。

企業内正規ソフトウェアの使用推進ですが、実は2006年2月に国務院が「国家企業内正規ソフトウェアの使用推進グループ」を設立して、その後、5月18日、国家版權局、情報産業部(情報産業部)、そして商務部など9官庁合同で、「企業内正規ソフトウェア使用の推進に関する実施方案」を公表しました。具現化、実施仕様の作成、問題のある企業をブラックリストとして公表して、悪質な企業の処罰を地方政府に要請しました。皆さんたぶんご存じだと思いますが、その順番としては、中国政府は既に政府から正規版運動を始めており、今回はまず大手企業から着手します。国有企業、外資投資企業、民営の大手企業、中小企業という順番で進んでいくそうです。

ここで簡単に、中国における正規ソフトウェア使用のロードマップ、グラフを作りました。2006年後半から既に大手企業の正規版化というフェーズに入りました。この資料はBSAの発表資料を基に作られた違法コピー率のグラフですが、2006年度の数値は、中国の企業内ソフトウェア正規版化の推進により、大幅に低下するのではないかとされています。

中国政府主導の取締りキャンペーンは、次から次へ行われているところです。例を挙げると2006年7月15日から10月25日まで、「海賊版撲滅100日キャンペーン」を中央政府の8官庁が合同で展開しました。その対象としては主に海賊版の製造、流通そして販売の犯罪者です。その次は11月から国家版權局が主導した「ネットワーク権利侵害集中取締りキャンペーン」が展開されました。2006年の年末から100日キャンペーンの続きとしては、「毎日キャンペーン」という形になりました。これは中央政府の10官庁で展開するところです。

企業内不正コピーの摘発例ですが、江蘇省崑山市のある日経企業ですが、CADソフトの不正コピーが発覚し、権利者はまず江蘇省の版權局に訴えて、版權局はその情報のファクスをACC上海に転送していただきました。私はすぐにACC本部と連絡をして、この会社の親会社に対応を求める連絡をしました。でも、現地法人の経営者には忠告を聞いてもらえず、そのまま対応をしなかったのです。結局は、残念なことにこの企業は、江蘇省版權局から50万円の罰金の処罰を受けました。

また北京の例ですが、これも日系企業でアドビのソフトウェアの不正コピーを使っていることが発覚し、結局6万円の罰金が課されました。

ここで皆さんに考えてほしいのが、なぜ日系企業が危ないかということです。なぜ日系企業はよく狙われるか、それを考えていただきたいのですが、私の推測では、ある意味ではいいことかもしれませんが、要は、日系企業は「お金持ち」だと思われていることです。そういう意味では、権利者からも政府、版權局からも「狙われている」のではないかと私は思います。

その次は、日系企業は中国企業に対して著作権や知的財産を守りなさいと要請しているところで、逆に中国政府からも狙われるようになります。これは2つ目の理由です。

3つ目は、正直言って中国では、日系企業というか日本に対しては、例えば抗日というもの

もなくはないので、それも1つの理由です。皆さんには気をつけていただかないと本当に危ないと思います。実は行動の面としては、知財モデル都市として大連市の版權局は、現地の企業に関して注意喚起を呼びかけとして、この書類を各企業に送付しました。自主調査の上で、正規版ソフトウェア使用を確保するように要請しました。経費の問題を含めて、そういう要請をしています。実は大連の日系企業はこの知らせを受けましてどうしていいかわからないということで、今日は ACCS のスタッフがジェットロ大連事務所のスタッフと一緒に、大連市で日系企業向けにセミナーをやっています。

日系企業を守るために日本の著作権保護団体としては、ACCSの対応を簡単に紹介したいと思います。まずはACCSの16年間のソフトウェア、そしてライセンス管理のノウハウをまとめて冊子を作りました。これは上海版權局の協力をいただきまして、そして日本のフラーレン弁護士事務所の監修をいただきまして、去年作られた冊子です。

今月から上海圏で日系企業宛にコンプライアンス、注意喚起のDMを送付しています。まずは中国著作権関連の法律を説明した上で、中国における知財保護の動向をお伝えしました。

あとは、不正コピーの利用によるリスクの分析とか、ソフトウェア資産管理のノウハウなどを同封してお送りしました。非常に感謝していますが、中国の国家版權局副局长の閻さんから、ACCSの活動への応援のメッセージをいただきまして、このDMに同封してお送りしました。

最後ですが、その対応の1つとしては、上海市でも日系企業向けのセミナーを企画しています。2月1日に上海マートで開催することになりました。以上短いですが、よろしく願いいたします。

< 質疑応答 >

宮原(ジェットロ上海)

魏先生ありがとうございました。いまのお話にご質問等ございましたら挙手をいただけますでしょうか。嵐様お願いいたします。

嵐氏(日産自動車)

日産自動車の嵐と申します。私、著作権のほうはあまり詳しくないのですが、著作物の場合には、刑事罰になるための基準がかなり高いと聞いているのですが、刑事案件への移管とか移行というのは、どのぐらいの割合で起こっているのでしょうか。

魏氏(ACCS)

刑事罰よりも、いまは中国においては主に行政処罰を使って、企業内不正コピーを撲滅しているところです。刑事手段は主に海賊版の製造、そして流通分野で使われています。

嵐氏(日産自動車)

では、刑事事件はあまり発生しないということですか。

魏氏 (ACCS)

そうですね。使用の面ではあまりないはずですね。

嵐氏 (日産自動車)

わかりました。ありがとうございました。

渋谷氏 (エプソン)

エプソンの渋谷です。ご挨拶できずにすみませんでした。2つほど質問させていただきます。1つはBSAという団体がパワーポイントの中にも出ていましたが、そういう団体があると思うのですが、BSAとACCSとの関係は、どういう関係にあるのでしょうか。

魏氏 (ACCS)

BSAはアメリカ発の団体です。BSAジャパンとACCSとは協力関係にあります。中国においてもBSAジャパンはACCSと共同して動いています。

渋谷氏 (エプソン)

それではBSAとACCSが共同していろいろな活動をされるということはあるわけですね。

魏氏 (ACCS)

まず中国においてACCSからの捜査はしていません。やはり日本のコンテンツ、日系企業を守るために中国の政府機関と付き合いを深めています。市場調査はたまにしますが。

渋谷氏 (エプソン)

わかりました。もう1点ですが、実際にあった事例なのですが、コンピュータソフトウェアの会社から、私どもも何件か調査という名の下での損害賠償の請求がいくつかきています。

何本分の費用を払いなさいと。実際に内部で調べてくると、全くのたまたまだったということがわりと多くあります。そういうときには、できれば公正な立場で、クライアントとソフトメーカーの間に入って解決していただけるようなことはできないかということで、何度かBSAさんには持ちかけたのですが断られました。ACCSさんは可能でしょうか。

魏氏 (ACCS)

確かにBSAは弁護士事務所を使って中国で調査していると聞いています。周りの企業からも同じような情報を入手しています。そういうときには、とにかくうちにご相談いただければと思

います。うち中国のBSAとの付き合いもあって、あとは権利者ともよく一緒に動いています。その中で、例えば困ることがあれば、とにかく相談をしていただきまして、円滑に解決できるような方法を考えさせていただきます。

渋谷氏(エプソン)

ありがとうございました。

宮原(ジェトロ上海)

時間が過ぎていきますので、これで最後とさせていただきます。

田中嶋氏(荏原食品)

エバラ食品の田中嶋です。1点だけご質問させていただきます。手元の資料の5頁の下段になりますが、行政処罰のところ、複製権侵害の場合1件ごとに100元または商品価値金額の5倍以下という項目があります。併せて8頁の下段の所で、実際に摘発例ということでCADを使った不正使用の場合に50万元という行政処罰の金額ですね。これは、例えば悪質な場合は金額が高いとか、何かその辺の基準というのはあるのでしょうか。

魏氏(ACCS)

このケースは、プロフェッショナルなソフトウェアで非常に高い物でした。実は、この50万元もそのソフトウェアの価値の5倍にはならなかったのです。悪質な場合はどうなるかは、やはり著作権局の判断ですね。基本的にはルールがありまして、あまり勝手に決めないわけです。私は1番目のケースはよく知っていますが、やはり非常に高いソフトの不正コピーを使っていたので、50万元の罰金は高くはないとは思いました。

田中嶋氏(荏原食品)

わかりました。ありがとうございました。

宮原(ジェトロ上海)

魏先生どうもありがとうございました。ご講演の中でもご案内いただいた「ソフトウェアの適切な管理」という冊子と講演会のご案内は、今回の配付資料に同封しておりますのでお読みください。ここで一旦休憩をとらせていただきますので、4時20分より引き続き開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

(休憩)

【第2部 講演会 - 講演】

宮原 (ジェットロ上海)

冒頭の新規メンバー様のご紹介の際にまだお越しいただいていなかったのですが、エプソンの渋谷様とダウコーニングの羽賀様にお越しいただいておりますので、冒頭、簡単にご挨拶をいただきたいと思います。エプソンの渋谷様からお願いいたします。

渋谷氏 (エプソン)

はじめましてと言っても、一部の方は既に顔を知っている方もいらっしゃるのですが、エプソンからまいりましたシブヤと申します。通常は北京にいるのですが、月の半分以上出張しているので、どこが本拠地かわからないような暮らしをしています。上海は、実は今回が初めてなので、いろいろと教えていただくこともたくさんあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

宮原 (ジェットロ上海)

続きまして、ダウコーニングの羽賀様、よろしくお願いいたします。

羽賀氏 (ダウコーニング)

皆様、はじめまして。東レ - ダウコーニングの羽賀と申します。このたびは、弊社のこのIPGへの参加を承認いただきまして、誠にありがとうございました。特に幹事企業の皆様には、改めて御礼申し上げます。

弊社は、東レ株式会社とアメリカ企業の合弁会社で、シリコン製品の製造・販売を行っております。そして、中国には弊社の100%の拠点というはまだありませんで、現在は親会社のダウコーニングがソンジャン(松江)工業区に、生産工場と開発センターを持っております。私は現在そちらの開発センターのほうで、現地スタッフへのIP意識の向上と国内特許出願の促進を担当しております。上海に来る前までは、日本の東レ - ダウコーニングの特許部に12年間在籍しておりました。主に国内外の特許出願と権利化作業を担当しておりました。したがって、権利侵害ですとか訴訟というのは、ほとんど経験がありません。ですけれども、ここ中国にいる以上は避けて通れない問題ですので、このIPGでいろいろと勉強させていただけたらと思っております。また、弊社およびダウコーニングからも、皆様にとって何か有用な情報がありましたら発信していきたいと思いますので、どうぞこれからよろしくお願いいたします。

宮原 (ジェットロ上海)

それでは、後半の講演に入らせていただきます。本日はBOSCH社の模倣品対策について、Wolfgang Saueressig様よりご講演を頂戴いたします。それでは、Saueressig様、よろしくお願いいたします。

BOSCH 社 中国における知財保護及び模倣品対策

Manager.Senior Business Development

Bosch Trading (Shanghai) Co., Ltd.Wolfgang Saueressig

こんにちは。私の名前は Saueressig です。参加できて光栄です。これ以上日本語をしゃべれませんので、英語で続けさせていただきます。

まず、初めにジェットロさん、今日はお招きいただきありがとうございました。特に森永さん、宮原さん、チューさん、今日はこの場所に来てとても光栄です。BOSCH での経験を皆さんと共有できること、IPRについて皆さんと経験を共有できることを、とても光栄に思っています。皆様のお手元に日本語のパワーポイントの資料があると思いますが、今日は BOSCH 社の自動車アフターマーケット、中国における知的財産権保護と偽造品の取締活動について、お話させていただきます。

プレゼンテーションを始める前に、自己紹介を行いたいと思います。皆さんの中には弁護士の方もいらっしゃるかと思いますが、私は弁護士ではなく経済学者です。私は BOSCH 社の上海貿易商社のほうに勤めています。タイトルとしては、ビジネスデベロップメントとブランドプロテクション、ブランド保護です。IPR、知的財産の問題に携わって、もう4年ぐらいになります。

まず、BOSCH 社の紹介を行いたいと思います。そのあとで、模倣品についての声明、そのあと、たぶん皆様がいちばんご興味があると思われる BOSCH 社の知的財産権保護の仕組み、そして、その基本要素について話していきたいと思います。そのあと、もし時間があれば、困難な点、またブレイクスルーについても話をしていきたいと思います。

(パワーポイント開始)

まず、中国 BOSCH グループについてです。ここに載せられているのはキーデータなのですが、これの全部の説明は避けて、いま赤い光で照らされたところを説明したいと思います。

BOSCH 社は、売上げの 7.4%を R & D に投資しています。現在、R & D で働いている従業員の数は、全世界で2万 3,500 人です。計算でいくと、毎日 12 個の特許を申請しています。R & D のリーダーとして活動している企業にとって、その特許を保護していくことはとても重要です。

これで、BOSCH 社の簡単な構造を説明できると思いますが、3つのビジネスセクターに分かれています。自動車技術、産業技術、消費者向けの製品や工具・建設技術などです。私は自動車技術の出身なのですが、7つのビジネスユニットがあります。7つのうち、8部署が製造、営業、OECの担当です。最後に残された1つがアフターマーケットの担当です。私のいる部署は、知的財産保護の担当です。

これが 2005 年度の営業成績のグラフになります。BOSCH 内で、自動車技術が大半を占めています。地域的に見ると、まだヨーロッパが大半を占めていますが、アジアパシフィックは3番

目の大きさにはなるのですが、成長率としてはいちばん速いです。中国における BOSCH 社の活動についてはあまり話したくないのですが、1909 年に初めて上海でオフィスが設立されました。いま1万 4,000 人以上の従業員が中国にいます。

このパワーポイントでもわかると思いますが、6 個の合弁会社、6 個の貿易商社、10 カ所の駐在員事務所などで、それだけの数の従業員が働いています。この図が中国国内で扱われている製品です。コモディティーで、例えば家庭用品なども扱っているし、オートメーションテクノロジーなども扱っています。つまり、各部署によって、IPR への取組みが異なってきます。

私が勤めている自動車のアフターマーケットについて話をします。BOSCH の上海商社は 120 人の従業員がいます。100%、BOSCH 社が所有しています。中国全土に3カ所オフィスがあって、本社は上海になります。ほかに北京と広州にもオフィスがあります。主な事業としては、自動車のアフターマーケット製品の販売です。3つのブランドがあります。まず BOSCH。次が日本のブランドになりますが、テキセル。3番目は中国のブランドでオオヤというものです。そのほかには、自動車のテスト診断をする機械なども販売していますし、BOSCH の中国国内にあるサービスステーションも管轄しています。

次に、模倣品についての声明に移りたいと思います。普段もっとオーディエンスが小さいときは質問をするのですが、今日はちょっとそれは飛ばしたいと思います。危険な敵と戦わなければいけません。その敵は中国にいただけでなく、世界中にいます。世界的に言うと、世界貿易の9%が模倣品になります。もっと細かいことを言いますと、模倣品の貿易で、収益の内訳を見ると、中国国内で出ている売上げというのは、その中の20%にすぎません。80%は海外、外に出すもので売上げが出ています。

ちょっとこの数は古いのですが、現在 EU、ヨーロッパの関税で没収される模倣品の60%は、中国から来たものです。その60%の中には、シンガポールを通して入ってきたものは含まれていません。毎日 5,000 個ものコンテナがあります。ヨーロッパの海ですね。カーゴも含めて、毎日 1,000 件の飛行機がヨーロッパに到着します。1kgのDVDを中国から輸入するほうが、マリファナを1kg持ち込むよりも利益になる。いま私たち、そして皆さんが直面している問題というのは、模倣品をコピーする技術がかなり洗練されてきていること。また、そのサプライチェーンも組織化されてきていること。関税などで、ばれないようにする賢くなってきているということ。とても難しい仕事を取り残されています。

次に、IPR保護のセットアップについてお話します。BOSCH 社のグローバルIPRコンセプトについて。IPRには本社、そして地域ごとの各社が参加しています。本社の役割は、ここに述べられていますように、法律部門、商標部門、特許ライセンス部門があります。私たちのアフターマーケットユニットは、IPR、知的財産の責任を持っています。各市場ごとに、いろいろな活動が行われています。例えば私と同僚は、中国市場でどのように予算を使うかということを担当しています。日本にいる同僚たちは、日本国内で、その予算をどのように使うかということを担当しています。これはとても重要なことで、本社が決断をするのを待たなくてもいいということです。

ね。模倣品については、時間、タイミングというのがとても重要です。

これはIPRについてのマトリックス、構造を図にしたものですが、これが本社です。これが中国の法律部門。中国のBOSCH社の法律部門というのは、1階全部を占めています。このBOSCH AAというのが私の部署になります。その下がパワーツール、道具、工具などです。これが自動車アフターマーケット。これがヒーターなど。これがセキュリティー技術。このいろいろな部署がどのように一緒にして活動するか。このスライドを見ていただくとわかるとは思いますが、重要なのは本社にみんなの報告義務があるということ。各部署が同じフォームで報告をする。また、データベースが設立されていて、それを各部署からチェックすることができる。

これが、各部署がどのように共同して活動していくかという図です。中国部署はアフターマーケットです。中国国内の各部署が直接法律部署とコンタクトすることができます。それで、各部署ごと、各ビジネスユニットごとに、どのケースをフォローアップするかを決めます。しかし、実際のところは各部署が直接本社にコンタクトしたりするケースもあります。ビジネスユニットごとにコンタクトする場合があります。この中国のIPRのネットワークの裏には、世界的なブランドプロテクションネットワークがあります。予算の決断は、ビジネスユニットごとにされています。

次にいく前に、中国国内で、ローカルなIPRチームを作るにはどうしたらいいか、ということをお話したいと思います。私の経験から言うと、中国国内でのリソースはとても限られています。それは予算にしても、人材にしてもです。その状況で、いくつかのチョイスがあります。文句を言うこともそうですが、新しいプロジェクトを始めることです。文句を言う前に、新しいプロジェクトを始めると、たとえ限られたリソースであっても、そのプログラムを始めたことによって、本社のほうから反応がきます。それが予算の向上だったり、もっとスタッフを増やすことができたりということにつながります。それが私の経験です。

各企業で、IPRに関してこういうものがもう設立されていると思いますが、各社、IPRに携わっている部署の人たちの責任を明確にすること。そのためのマトリックス、過程を図にしたものがが必要です。明確に仕事を分割する。そのあとで、世界的にそれを報告する構想を設定する。いちばん良いのは、1つの方法でみんながそれを行うこと。例えば1つのファイルを作って、そこにすべてのケースを記録すること。

年間の予算計画ですね。これは年末に、来年何にいくら必要かということ相談して、中でもどのプロジェクトにいくら必要かということをはっきり明確にします。例えば、IPRに携わっていた人が何かで会社を離れてしまうといった場合に、ちゃんとしたプロキシ、代理人だとかホットラインの機能が必要になります。常にこの人にコンタクトすればわかるという、そういう人を設定する必要があります。ということは、内部のスタッフに法的なトレーニングやプロジェクトを施行していくトレーニングなどを行う必要があります。

また、信頼できるIPRのパートナーが必要です。各社、調査会社、法律事務所などと活動していると思いますが、事業を始める前にIPRのパートナーを探すことも重要です。webサイトを調べる、そのパートナーにするかどうか決める際に、彼らのバックグラウンドみたいなものをweb

サイトでチェックしたり、会議をする場合、ミーティングをする場合でも、彼らに自分のオフィスに来てもらうのではなく、自分たちが彼らのオフィスに向いて、そこで会議をする。また、パートナーシップを始める前に、重要なプロジェクトケースを与えて、それを彼らがどのようにこなすかを見るなどを調査できます。そして、そのパートナーシップに入る前に、私たちの戦略や製品、またパートナーシップによってどんな結果を上げたいかということをしっかり話し合います。また、自分たちのIPRスタッフにも、法律または実行のトレーニングを行います。

ネットワーキングに関してですが、ネットワーキングをする機会はいっぱいあるのですが、逆にリソースが限られています。したがって、誰とそういうネットワーキングをしていくかということを決めなければいけません。まず、何が大事なのか。私たちの責任というのは、ブランドの保護、そして企業への責任です。私にとっても、これがネットワークをする際のガイドラインになっています。

次は、中国におけるIPR保護の要素についてです。ここにいろいろ要素が挙げられていますが、各社それぞれ違うと思います。これは BOSCH 社内でも、各ビジネスユニットごとに異なっています。ですので、これはまず例だと思って聞いてください。

最初にお話したいのが、IPR保護に関して中国でやらなければいけないことは、特許、そして商標の登録です。国際的に使われている商標だけでなく、中国国内で使われているものについても登録しなければいけません。登録するだけでなく、ほかにどのような商標が登録されているかということを知る必要があります。

私たちは、例えば商標が BOSCH だけでなく、テキセルとかインドのブランドなども、こちらで登録されていないか、ほかの誰かに登録されていないかということをチェックします。同じカテゴリーの中でも、ほかの中国の企業から、もう既に商標が登録されていたケースもあります。

ほかに商標の登録、またその他者による登録のスクリーニングのほかにも、BOSCH 社はほかのことをやっています。これは特許に関することですが、先ほどもお話ししましたが BOSCH 社は特許の申請の数がとても多いので、皆さん新聞か何かで読まれたかもしれませんが、去年、北京のオートショーで特許の施行活動と言うのですか、特許を持っているかどうかを確認する活動をしています。

次に、優秀ブランド保護委員会について、QPBCです。この組織は、164 団体からできています。メンバーによる中国国内での投資額は、USDで 52 ビリオン、日本円でたぶん6兆円ちょっとです。この組織の目標はIPRの保護ですので、それにおける中国での貢献を目的としています。まず、この団体を通して、行政に圧力を掛けることができます。また、この団体を通してパートナーを探したり、情報交換の場にもなります。QPBCは委員会と産業ワーキンググループとに分かれて、そういう活動を行っています。委員会のほうは、行政や法的なトピックごとに委員会があります。産業グループのほうは、扱っている製品ごとに分けられています。この団体は、とても価値があります。自動車のIWGですと、これがいま現在のメンバーです。QPBCのメンバーです。40 メンバーいます。年間4回、一般の会議があるときに、またこの産業ワーキン

ググループも会議を開きます。共通して行っているプロジェクトとして、スパークプラグ、都市の取締り、北京でのオートショーのIPR用のブースを設けることなどです。

BOSCH 社は、このブランド保護マネージャーミーティングというのを設立しました。つまり、これはマネージャーが1人ずつ、各マーケット、各市場から参加します。模倣品などが出回っているのは世界的なことですので、年に1回、このように各国からマネージャーが集まって会議を開きます。これで最も重要なことは、各国からIPRに関して貢献していくという意欲を確認することです。もし、企業で全世界的なネットワークを持っていない企業があるのであれば、少なくともIPRで重要な各国のマネージャーをしておくこと。特にドバイやシンガポールなどといった国のIPRの担当者と面識を持っておくことが必要です。

これは中国国内でできてきた法律についてリストアップされてあるだけですが、私たちの法律部署が、こういう法律などができた場合に、それを知らせてくれるだけではなくて、それについて改良された点など、いろいろな意味でコメントも添えてくれます。それなので、現在の問題点なども知ることができます。カスタムレコーディション、税関、関税などで没収された物、押収された物のことを言います。輸出の保護にもなります。また、輸入保護にもなります。

私たちがやろうとしているのは、IPRの万里の長城を中国につくることです。しかし、問題点はたくさんあります。輸出・輸入されている製品で、実際にチェックされる物のパーセンテージはとても低いです。また、残念なことに、中国国内でも、みんながみんな税関の人たちが協力してくれるわけではなくて、その辺も難しい点です。カスタムレコーディションというプログラム自体がとても受け身なもので、オフィスに座って、ケースが入ってくるのを待っているという状態です。

では、何ができるのでしょうか。税関で働いている人たちにブランドにもっと注意を払ってもらうために、去年2カ所、フウジョウとシャーマンで税関の人たちのトレーニングを行いました。

最初は、まず自分の所の従業員、そして消費者の人たちをトレーニングするという目的でした。でも、現在はもうこのガイドラインを使用していません。このガイドラインが企業を離れて、模倣品を作っている人たちの手に渡ってしまうのではないかと心配したので、そのプログラムをやめました。

お勧めすることは、ラベルを使うことです。模倣品用ラベルを作ることです。しかし、一般化して解決できる方法はありません。それは扱っている製品ごとに異なってきます。例えば、私たちが作っているスパークプラグは、マージンがとても小さいので、その商品に進んだラベルを作る手間ひまが合わない。しかし、例えばいろいろな物、もっと大きな製品を作っている場合、もっとスタンダードの高い保護を考慮するべきです。したがって、私たちの場合、経済的にそんなにお金のかからない解決法を見つけ出さなければいけません。私たちが行ったのは、ラベルとホットラインを合わせることによって、また、このバーコードによってトラッキングができる。これはロジスティクスの部署から要求があっただけのものですが、また、このラベルを使って、プロモーションを行ったりもします。つまり、この1つのラベルで、いろいろな機能を果たすわけです。もう70年間、中国でこのラベルというものは使っているのですが、去年、このラベルのデザインを完全に変え

ました。したがって、昔のラベルはもう使用期限が切れてしまって、いま新しいものを使っています。

このラベルでは、保護の段階がいくつかに分かれています。その保護レベルで、どんなテクニック、どんな技術が使われているか、そこまで細かいことはいまお話しはできませんが、このラベルは保護目的ですので、保護機能はあるのですが、それが実際どういうものなのかということをお客様にわからないようにしています。例えば、その中のある保護レベルというのは、BOSCH社内の人にしかわからないことであったり、またお客様にもわかるようなものであったり、そういう使い分けをしています。また、中国でそういうラベルを使う場合に、コミュニケーションがとても重要です。お客様や卸業者などと、そういうコミュニケーションをとっていくために、あらゆる手段でコミュニケーションをとっていかなければいけません。

これはホットラインのたとえなのですが、中国の企業に管理されています。これはラベルをつくってくれている企業と同じ所です。各ラベルはコードが備え付けられているのですが、それが最初は隠されています。このコード番号を電話もしくは携帯から、またはインターネットで確認することができます。電話や携帯やインターネット上でしゃべることによって、そのコード番号が以前にもう調べられたことがあるかどうかを確認できます。もし、その番号が既に誰かによって調べられていた場合、その商品は模倣品であるという可能性が高いです。

お客様というのは、IPR保護にとってとても重要な役割を果たします。彼らが市場でエキスパートだからです。したがって、私たちのゴールは、お客様などを模倣品かどうかであることを見極めるエキスパートにトレーニングすることです。BOSCH社では、模倣品の製造者の調査にフォーカスを当てています。したがって、BOSCH社が製造者の調査を行い、顧客お客様が既に市場に出ている製品について、模倣品かどうかということの判断ができるような教育をしていく。ニュースレターや顧客のコンベンションなどで、そういう情報交換をするのはとても重要です。あと、お客様に行政活動でいま何が行われているかということを知らせることも、とても重要です。

残念なことに、時間がないのであまりお話しできませんが、競争団体というのはとても重要なもので、同業者で競争相手と一緒に活動していくことです。例えば、模倣品の生産現場を見てみても、自分の1社だけの製品が偽造されているわけではなくて、他社の同じような部品が偽造されているケースが多いからです。同業者内での共同によって、いろいろな経験を得ましたが、強いドライバーが必要です。また、各社が共同して参加していく。この場合、調査会社を2社雇ったのですが、その理由としては、その2社間で競争させる。でも、1カ所で行くつも調査会社を使用してしまうと、そのレポート報告書だけが増えてしまいます。例えば、中国各地で取締りを行っているのですが、それを行う前に、どの地方が重要なのかを見極める必要があります。

これは我が社が使っているものですが、この地図は自動車部品で模倣品が偽造されている箇所がハイライトされています。各産業によって、この地図は変わってくると思います。例えば、トレードショーなどに行った場合に、他社がどんなパッケージをしているのか、どんな製品を扱っ

ているのかなどのスクリーニングをすると思います。中国の決まりごとなのですが、コンベンションなどが3日以上続く場合は、IPR保護に関する苦情を言えるブースを設ける必要があります。もし、そこで何か発見した場合は、彼らに報告してください。

これは、インターネットスクリーニングです。これまで我が社では、それほどの成果は出ていません。アリババやバイドゥなどといったサイトが最も重要なサイトだと思うのですが、模倣品らしい物を見つけたときは、扱っている人たちにコンタクトをしていますが、まだそれほど解決には至っていません。フリーランスのコンサルタントを雇うこと。これは、全然保護をされていない地域などにとっても効果があります。特に中国内部などで人がなかなか行けないような所、知識がないような所には、とても効果的です。

中国国内でIPRが直面している問題というのはいろいろあります。例えば罰則が軽い、地方保護主義などです。しかし、このプレゼンでも少しお話しましたが、いろいろな方法でIPR保護をしていくことができます。例えば、地方の行政などとコンタクトを設立すること、またネットワーキングをすること、また彼らをトレーニングしたりすることなども効果的です。私が BOSCH 社で学んだことは、社内で効果のある仕組みを既に作ってしまうこと。また、内外ともにIPR保護に関する要素をしっかりとっていくことです。したがって、日本企業、ドイツ企業、アメリカ企業などが集まって、中国国内で能力を作っていくことが必要です。どうもありがとうございました。

< 質疑応答 >

宮原 (ジェットロ上海)

Saueressig さん、どうもありがとうございました。まだ時間が十分ありますので、これから質疑応答に入らせていただきたいと思います。ご質問のある方は、挙手を願います。

五師氏 (東京エレクトロン)

東京エレクトロンのゴシといいます。本日はさまざまな模倣対策を披露していただき、本当にありがとうございました。質問なのですが、最初のほうで、中国においてはリソースが限られている中で、なかなか本社側に予算を付けてもらえないと。そういう問題があるにもかかわらず、とにかくプロジェクトを立ち上げていくことによって、年を経るごとにだんだん予算等も付けてもらえるようになるというご経験をお聞かせいただいたのですが、いちばん最初のプロジェクトはどのような規模で、どのようなところから取り組んでいらっしゃったのでしょうか。

Saueressig 氏 (BOSCH)

良い質問をありがとうございました。予算を増やすことに関しては、各社予算が限られている中で活動しなければいけないので、皆さんが持っている問題だとは思いますが、私たちが行ったのは、そのプロジェクトが本社にもかかわることである。例えば BOSCH 社の件では、地域のヘッドクォーターがシンガポールにあるのですが、シンガポール本社にも影響を及ぼすようなケ

ースを始めました。それで予算をもらいました。

渋谷氏 (エプソン)

エプソンの渋谷です。たくさん質問があるのですが、1つだけ質問させてください。中国のアクションは、いくら偽物の摘発をしても、なかなか効果につながってこないというираだちを皆さん持っていると思います。1つの方法として、ロビー活動を使うというのがあると思います。特に中国政府は、ヨーロッパの声を非常によく聞くような感じを持っています。そういう中で、先ほどグローバルネットワークを使われているということもあったのですが、知的財産権、商標権の保護のために、ヨーロッパのロビーを使って、中国に対して何か具体的なアクションをとっているのか、あるいはその計画があるのか教えてください。

Saueressig 氏 (BOSCH)

直接、中国の政府にロビーをするというのに必要なのが、結局、政府内に誰かを知っていなければいけない、コンタクトを持っていないといけないということで、実はそれは繊細なことなので、数えるほどしか実際に直接行政に訴えかけたことはありません。問題なのは、中国の中央政府でなくて地方政府です。彼らは自分たちの経済力の向上を目的としているので、あまりIPRの保護に関心を持っていないというのが実情です。一般化することができなくて、地方行政や警察、公安局などの人たちに助けられたこともいくつかあります。したがって、そうやって一般化することがなかなかできません。この問題を克服するには、公安局などの人たちをトレーニングしていく必要があります。

丸山氏 (ファンケル)

マルヤマ ファンケルの丸山と申します。オブザーバー参加で質問して恐縮なのですが、模倣品の対策のところではプラグのケースをお示しになりまして、その中で模倣品とそうでないものとの比較というのを、現地のディーラーの教育用の資料といったような形で作っておられたけれども、それをやめたということをおっしゃいました。ただ、実際に流通の状態、包装された完品の状態であれば、ラベルでの区別というのは確かに可能なのだと思うのですが、現実に流通したあとで、事故の問題などといったものは、現地のメンバーが模倣品か否かという判断がきちっとできないと困るかと思うのです。それは基本的には、本社のほうで全部判断するようなシステムになっているということで、よろしいでしょうか。

Saueressig 氏 (BOSCH)

保証問題みたいなものは実際にすごい大きな問題で、使っているユーザーが、模倣品を使っているにもかかわらず、卸業者などに行って文句を言う場合が増えてきています。卸業者などが、偽物か本物かであることを判断するケースも多いです。それを私たちに戻してくる。それ

が私たちにも判断できないようなものであれば、それは工場に戻さなければいけません。それについての解決法は、いまのところありません。この問題について、社内でもかなり問題になっています。ほかの企業が、こういうガイドラインを作っているというのも理解できます。しかし、私たち BOSCH 社では、スパークプラグの偽物、模倣品を見て、結構怖くなってしまいました。したがって、先ほども言いましたが、現在はもうこのガイドラインは使っていないのですが、2、3年後、もしかしたらまた使用する可能性もあります。

裴軍氏(日産化学)

去年、BOSCH 社が北京のオートショーで、模倣品を作っている人たちを追い出したという実例があると思うのですが、それについて。

Saueressig 氏(BOSCH)

私はこの結果について、実はあまり満足していません。BOSCH 社としては追放したということ自体に満足しているのですが、なぜ中国でこのようなことを行ったかという、フランクフルトやラスベガスでも同じようなケースがありました。北京でオートチャイナのそのイベントがあった前に、事前に、実際にそういう模倣品などを扱っているのがあるかどうかの可能性を調べました。それで、そういうリスクがあるという結論に至りました。BOSCH 社としては、将来のために追放するという結論に至りました。同じ会社がフランクフルト、ラスベガス、そして北京で活動していました。これらの企業について、クレームも出ていました。このクレームは、ドイツで始まったものです。中国国内ではありません。上海でも、このようなことをもう一度するかもしれませんが、まだ確定されたわけではありません。

宮原(ジェトロ上海)

時間がありますので、最後に1つ質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、質疑を終わらせていただきます。Saueressig 様に盛大な拍手をお願いいたします。

講演を終了させていただきます。大変申し訳ございませんでしたが、私のほうで連絡事項を1点失念しておりました。今期のジェトロ関係のセミナー、IPG関係のセミナーについて、簡単にご案内します。現在、北京のハンドリングの下で、天津TSBで3月に、広東省TSB、AICについて3月に実施する予定になっております。広東の件については、広州の人間も一緒になってアテンドしております。私ども上海のほうでは、2月から3月の間に上海のAICTSB、これは予算上の都合もあって、実際実施できるかは不明なところですが、3月に、先ほど申し上げた江蘇省TSB、1月31日・2月1日に青島税関、3月の前半には浙江省のTSBでもセミナーを開催いたします。

毎年、年度末にセミナー等イベントが集中して、ご迷惑をかけて申し訳なく思っておりますが、

来年以降、私ども上海と広州では、できるだけ前倒しで各種イベントを実施していきたいと思っております。今年度については、現時点で回復することは不可能ですので、ご容赦願えればと思います。以上で、連絡事項についても終わらせていただきます。

最後に、何かご質問等ありましたら、挙手をお願いします。

次回第 27 回は、3月1日、またこのエージェントホテルで開催させていただきますので、是非お越しいただければと思います。長時間にわたり、皆様どうもありがとうございました。これにて第 26 回「上海 I P G」を閉会させていただきます。